

唐代西域の僧尼衆團

小 笠 原 宣 秀

一

先年來、龍谷大學西域文化研究會において、西域出土古文書の調査研究に従事しつつある私は、その成果を基として、吐魯番佛教史または西域佛教々團史研究なるものを成就せしめたいと考え、既に本誌上においても若干の論文を發表し來つたのである。就中本誌第九卷二號に「吐魯番文書に現れたる偽濫僧の問題」というを發表した。之は夙に敦煌文書等において「百姓僧」「地主僧」の名義が見えるものを、名目上は僧に列して、實際は僧としての價值を有しない農民層のことなりとされている、即ち敦煌地域の偽濫僧の存在を指摘されるに對し、吐魯番文書における新名義の「田地僧」⁽¹⁾は、同趣の偽濫僧ではあるまい、という提言をしたのである。なおそれとともに、大體に、西域地方には佛教の流通に伴つて、僧尼衆團がどのような在り方をなしたかという論考を試みた次第である。

唐代西域の僧尼衆團（小笠原）

ところで爾後の古文書研究によつて西域教團、特に吐魯番地域における僧尼衆團の諸情勢を或る程度鮮明にすることが出來、またその在り方について注目すべき若干の問題點をも見出したので、從來の論文を踏まえて、以下數項に分つて論述したいとおもう。

二

試みに『法顯傳』・『西域記』・『慧超傳』等の入竺求法紀行傳類をみると、訪往の西域印度諸國の佛教事情を述べたところに、必ず伽藍寺院の數や僧衆の員數等を掲げてあるのを見る。これらの數字は漫然と傳聞によつて記入したものではなく、恐らくは各地域教團における僧尼簿籍に依る報告を受けたものであらう。そのように考えるに至つたのは敦煌文書における僧尼籍の存在と、それらの研究を推進された藤枝晃・竺沙雅章兩氏の業績に學んだためである。即ち藤枝博士は「敦煌の僧尼籍」（東方學報京都第二十九冊）を、竺沙氏は「敦

煌の僧官制度」（同誌京都第三十一冊）を發表されて、實に詳細に唐末以降の敦煌地方の僧尼衆團の在り方を論述されている。そこで今の私の場合は、敦煌教團には敢えて觸れないが、西域各地においても敦煌様式に準じて、必ずや佛教教團の主體をなす僧尼簿籍の類が存在したと考えるのである。但し私の扱つた吐魯番文書からは、確實な簿籍類は見出されないが、私の前論文にも紹介したところのマスペロ編『スタン卿による中央アジア第三回探検漢文書類』のアスターナ出土の某寺破除曆（スタイン文書三一八・三一九號）において、上坐寺主知、中坐道信、下坐琦、沙彌、作人、大客兒、小客兒等と、寺内にある場合の一定の地位付けをして、それらの僧衆の食糧はじめ寺院經理を記録していることを注意したい。この破除曆即ち經理文書は、その後の調査では唐代西州以前、すなわち高昌國時代のものと考えられるにいたつたが、時代を遡つてゆけばゆくほど、破除曆の明細なのが印象づけられる。而してその裏付けとしての簿籍類の存在を考えざるを得ないのである。

次に『吐魯番考古記』（黃文弼編）所掲の「寧朔將軍翹斌造寺碑」墓文の碑陰をみると「高昌大僧。上坐。中坐。毗尼都數問齋主（願泰）。典錄。維那。弘道都數問齋主。法師維那。平事禪師。平事法師。平事禪師。法師。禪師。法師。禪師」等と、高昌國內の僧官僧職列位ともみるべき文字が錄されて

いる。これらによつて知られることは、大體の僧侶衆團の構成が、中國本土の在り方を模しながらも、一面高昌國地方獨自の組織を示していると認めうる點である。

次に吐魯番地域の僧侶衆團の存在以外に尼衆の存在を確認しようとするれば『比丘尼傳』等によるべきであらう。そしてその卷四に「僞高昌都郎中寺馮尼傳」が見える。本姓は馮氏であり、高昌に生れ、年三十にして出家して郎中寺に住したので、時人敬重して姓を以つて馮尼というようになった。菜蔬一食、戒行精苦して、六指を焼いて供養し、遂に掌を焼くに至つたといわれ、又『大般涅槃經』を誦して三日一遍という熱情者でもあつた。ところが當時の高昌一國の尼衆の師僧は法慧法師という人で、馮尼は彼に勧めて龜茲國に赴き金花帳下の直月なるものについて毗尼の修練をなさしめ、遂に第三果を得しめたという。後に法慧の歸國に際し、音信未だ通ぜざるに、馮尼は之を先に知していた。そして「尼衆を呼び遠出迎接せり」とみえる。その神異の優れた點で深く尊敬され、梁の天監三年（五〇四）九十六歳で卒するまで「高昌の諸尼の師奉せざるはなし」と傳されている。ここに「尼衆」の存在と馮尼の如き傑出者を認めうるのである。次に『吐魯番考古記』所掲の延昌十七年（五七七）の「比丘尼僧願寫涅槃經題記」をみると、先に馮尼が三日一遍讀誦の業を勵んだという『涅槃經』を、今度は書寫しているのであるが、その

發起者たる比丘尼僧願の入道の理由を次の如く述べているのを注意したい。

僧願先因不幸。生稟女穢。父母受伶。令使入道。雖參法侶。三業面牆。夙霄驚懼。恐命空過。瘡痍思省。冰炭交懷。

これは幼少時に父母によつて入道せしめられたこと、及び當時の佛教における女性觀の一面を「先因不幸。生稟女穢」と示していることを物語るのであるが、併しこれらによつて相當早くから僧衆に劣らぬ行業を勵んだ尼衆の存在をも知ることができる。

三

大體、西域寺院の在り方は、寺、窟寺（山房）、窟院、禪院、塔院等の名稱と呼ばれ、時代によつて區々であるが、その中にて僧尼衆團が止住所としたのは寺、窟寺、禪院等であつて、窟院は佛像安置所又は禮拜所であつたとおもわれる。窟院は洞院であり、後世のミンウイ（千佛洞）でもある。ところで唐代西州治下に入つた吐魯番地域には、僧尼衆團の止住した寺院は幾許であつたであらうか。『宋史高昌傳』における王延德行程記には、唐朝の寺額を受けたと云われる佛寺を五十餘區としているが、これは大いに參考になる數字である。從來、私の見た吐魯番文書中の唐代の寺院名は、寺田文書中心にすれば略ぼ二十餘りであつたから、宋初の王延德の

旅行時とは年代の隔りは相當あるけれども、盛唐時代にいたるまでのこととして唐朝の寺額を受けたもの五十餘區があつたと考えることは妥當であらう。またそれぞれには大藏經を所藏することとなつたのであるから、それはいわば僧衆修道の根柢におかれるものであつた。

さて西州における僧尼衆團の修道生活をみるに、上述の寺においては、寺主、上座、維那、典座、直歲等の寺官僧職者があり、一般の僧尼修道者は、僧衆または尼衆、徒衆等とよればれた。また年少者で沙彌とか式叉摩尼とよばれる入門初心者がいた。その外にも往々にして作人とか大客兒、小客兒、女子童とよばれる在俗者が住していた。それは大體に西域の邊境地方にては、寺院は在俗子弟の教育の場としての存在たりえたからである。

ところで僧尼衆團の教養課程としては、依るべき律文・律疏等があつたので、現に西域將來の唐代の律文・律疏斷片は相當量に上つている。それらは『西域考古圖譜』佛典編等にも掲げられているが、その他にも、藤井有隣館所藏の「受八關齋戒文」（一卷二十二行）（同館五十四號文書）「式叉摩尼六法文」（大中七年三月一日、尼沙彌虛妙記）（同館五十八號文書）等は現に就いてみることが出来る。かかる次第であるから、修道生活は規律に基づいて行われたとすべきであるが、しかし實際に永い期間においては雑多なトラブルが起るのも止むを得

なかつたことである。今その一例として挙げるべきは『流沙遺珍』（金祖堂編）第十五所見の次の文書斷片である。

1 丁谷僧義玄

2 右惠靜自往山居早經五年。糧食米麵鑊鍋

3 麴簞一切家具。皆從縣下將往。窟所無何

4 及。被前件僧打罵。道青等具見惠靜陳

5 狀。今見推問。自茲乃 加誣口云。當房及

6 諸窟所度失脫及志丁谷戶羅等數人

7 通款。諸窟及當房不會有。失脫懷伊妬（訴）

8 害傷然亦能。其義玄丁谷一切材木梨脯

9 去年十一月廿日夜般車兩送入州城。惠靜

10 共數人具見。尙自不論却被羅職云一切

（下缺）

右の如く、最初に「丁谷僧義玄」と標記した全十行に及ぶ、いわば訴訟文書斷片である。その文面からみると僧惠靜が丁谷僧義玄を訴えたもののようである。即ち丁谷窟寺（山房）に住する惠靜は、數年前に糧食家具等を般入した實證があるのに、反對に義玄（同じ丁谷僧）が竊んだといつて惠靜を誣告し且打罵するようなことがあつたので、その正否の決を定めんとして出訴に及んだものらしい。

此の丁谷窟寺は『西州志殘卷』（敦煌石窟遺寶所收）にも見えしており、大谷探險隊も遺跡を訪れたことのある吐峪溝所在の

寺であつて、所謂善導大師願經たる『阿彌陀經』なども、此處で發掘されたもののようである。文書文面では、如上の漢人僧以外、この寺で度した失脫及志、丁谷戶羅等の數人の胡人僧も住していたようである。

ところで、唐初、貞觀初年に玄奘三藏が入竺せんとして出立の際、此の地を通過したが、當時はなお高昌國末年であつて、魏文泰王以下が尊敬したのが、國統王法師であり、法師の學僧家法師もいた。この國統王法師が當時の僧尼衆團の長であつたことは云うまでもない。そこで唐朝西州治下に收まり、唐の隴右道に編入された場合としては、此の地の僧官の長は何と呼稱したかなお不明であるが、矢張り何等かの組織があつたと思われる。上述の訴訟事件の際はその處で裁判されたと考える。

大體に西域出土の寺院經理文書類、即ち破除曆によれば、各寺内には、上座、寺主、都維那、典座、直歲等の三綱寺官がおかれて、經理問題は直歲僧が事務處理し、月間、又は一年間の寺院の收支は詳細に記録を作り、全住僧のいる總會の席上で一同の承認を得ていたものであり、その様式は既に敦煌文書等で周知の通りである。吐魯番文書からは、唐代におけるティピカルな破除曆は現在までのところ見出しえないが、併し寺内の三綱制度はとられていたものとおもう。マスペロ氏紹介のアスターナ出土文書（スタイン文書三三四號）斷

片に

1 □ 寺維那 下□

2 □ 業 常田成東□貳里□

3 □ 業 部田□

とあり、同カラコージャ出土文書（スタイン文書三四八號）に

1 □ 都尉那僧

2 □ 拾柴碩肆拾柴□

3 □ 禿女等二人□

なお同様の文書（スタイン文書四六〇號）にも「直歲都尉那」云々とみえるところから、その片鱗を伺うことができる。また私が前論文でも紹介したことのある大谷文書第三五〇一號「入錢曆」斷片を掲げると、

1 入錢曆十三日、鞏師施錢伍百伍拾文、巾柴各々

2 二十四日、尼衆施錢壹阡參佰文、牒布壹段贖香錢

丁師施巾拾各凡鉢伍拾具。大總貳各々

とみえるが、これは、寺への施錢、施巾等を記録したもので、直歳の所管になるものであつた。その寺の所在は判らないが、こゝにも「尼衆」の文字のみえることは注意を要する。寺内止住の僧侶や尼達を寺衆、徒衆、尼衆等と總稱したことは既に數回に亘つて論及したところである。

西州における寺領所有問題については、私は本誌第八卷一號に「西域出土の寺領文書再論、西州の寺田」において論述

唐代西域の僧尼衆團（小笠原）

したところであり、茲には詳しく贅せぬが、その所有穀類を貸出して收利を計るようなことも、寺院慣行としては直歳の所掌ではなかつたろうか。『吐魯番考古記』の「女婦才子還麥殘牒」（カラコージャ出土）には

1 女婦才子負僧法義麥二石四升

2 付訖上者准狀徵得各付本主訖謹

3 □ 年二月 日典馬思□

4 錄事汜□賢

とみえる。この文書は圖版によれば女婦才子が僧法義から借りた麥二石四升を正しく本主へ返済したことを證する正式書類のようであつて、典・錄事は俗人官であるから、借麥には官廳が立會つたことが判る。このようにして僧團の對社會接觸は多岐に亘つたのである。教團僧衆の對外活動の本命なる教化問題については別稿に譲る。

大谷探檢隊員が發掘將來した吐魯番のミイラは全部で十一體あつたが、その中旅順博物館に置かれた第四號男性ミイラは、清野謙次博士の調査報告によれば剃髮されており、恐らくは唐代の僧職のミイラであつたろうと述べられている。

四

冒頭に敘述した敦煌文書における僧尼籍の存在、その研究に基づく僧官制度の諸問題は、時代的に云えば唐末以降の敦

煌教團の在り方を鮮明にされたものであつた。即ち歸義軍、吐蕃時代のそれである。竺沙氏は此の時代の敦煌教團の頭領たる都僧統の具體的な傳統を詳細に敘述されている。ところで、今『吐魯番考古記』所掲の「觀音奴別譯題識」を見れば、これは吐魯番出土の寫經斷片（縱一一・三糎、横一八・七糎）で、表面漢文經典、裏面回紇語對譯文のもので、小斷片の經名不詳ではあるが、其の題記が注意を要する。黃文弼氏の解説する通り、圖版をみると表面の漢文經典の頭部に「觀音奴都統所別譯」と墨書され、裏面のウイグル文の對譯四行の次には「別譯文第一帙訖無安爲」と注記されている。即ちこれは西州が後に回紇人のために侵され、いわゆる回紇時代に入つて、摩尼教等の胡教が侵透したけれども、佛教が餘韻を保つて隆盛を續けている時代、佛教々團には僧官の頭領としての都統がおかれ、その處を「都統所」といつたものであり、しかもこの斷片の物語る如く、漢文佛典のウイグル語譯が行われたことを知るのである。而して觀音奴が此の時の都統であつたわけとなる。なお黃氏は羅振玉氏『高昌壁畫精華』第十八圖に載するベゼクリク寺院壁畫中に、三人の剃髮無鬚の僧侶像のことを指摘し、その畫像上に、法惠都統、進惠都統、智通都統の像と標題してあるを認め、漢文佛教經典を回紇人のために回紇語譯する、所謂漢回對譯時代の所産なることを述べているが、之を要するに、第十世紀以降における回紇人の

優勢占據とともに、此の地域は漸次中國支配を遠去つたけれども、都統並びに都統所はその當時の僧尼衆團を率いて存在したのである。このことは前述の敦煌教團における都僧統以下の僧官制度の在り方と比して興味あることと云わねばならない。この意味においてなお宋代王延德の吐魯番行程記の敘述を想起し宗教としての佛教の推移を凝視したいとおもう。

（昭和四〇年度綜合研究「佛教々團の發展形態」成果の一部）

- 1 那波利貞博士「千佛巖莫高窟と敦煌文書」（西域文化研究第二卷）の中に、百姓僧・地主僧と同様に、大谷文書一〇四號「田地僧綿文書」の田地僧をも偽濫僧としていられる。ところでこの「田地僧」は「百姓僧」・「地主僧」とは異り、高昌國時代の田地城所在の地域（唐代の柳中縣治に當る）の僧を意味する。公稱地名と舊來の慣稱呼名の相違は截然と出来るものではないと考えるからであつて、島崎昌、池田溫氏などもそのように解していられる。

- 2 Henri Maspéro; Les documents chinois de la troisième expedition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale. London. 1933.

- 3 小田義久「西域における寺院經濟について」（龍大佛教文化研究所紀要第一集）

- 4 拙稿「西域出土の寺領文書再論、西州の寺田」（印度學佛教學研究八一）

- 5 律文・律疏の研究には、西域文化研究會内には主として土橋秀高氏が當つてゐる。その業績によられたい。

- 6 慈恩傳卷一。拙稿「高昌國佛教と玄奘三藏」（龍大佛教文化研究所紀要第二集）參看。

- 7 拙稿「唐代西州人士の精神生活」（龍谷史壇五五號）